審理の実現を妨げ、又は申立人と相手方との間の衡平を害することとなる特別の事情があると認めるときは、申立ての全部又は一部を却下することができることとした。（第三条の一四関係）

3　管轄権に関する規定の整備

管轄権の標準時について、規定を整備することとした。（第三条の一五関係）

4　外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力

外国裁判所の家事事件についての確定した裁判（これに準ずる公的機関の判断を含む。）が日本において効力を有するための要件を定めることとした。（第七九条の二関係）

三　民事執行法の一部改正関係

外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えは、原則として、家庭裁判所が管轄することとした。（第二二条、第二四条関係）

四　その他

この法律の制定に伴い、所要の経過措置に関する規定を設けるとともに、関係法律について規定の整備をすることとした。（附則第二条～第五条関係）

五　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇古物営業法の一部を改正する法律（法律第二一号）（警察庁）

1　古物営業の許可に関する規定の整備

㈠　許可単位の見直し

(1)　古物営業の許可を、営業所又は古物市場の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所又は古物市場の所在する都道府県の公安委員会の許可に改めることとした。（第三条及び第五条第一項関係）

(2)　古物商又は古物市場主は、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称又は所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、届出書を提出しなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(3)　古物商又は古物市場主は、許可申請事項（主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を除く。）に変更があったときは、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、届出書を提出しなければならないこととした。（第七条第二項関係）

(4)　(2)及び(3)の公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、(2)及び(3)の届出書の提出を当該公安委員会を経由して行うことができることとした。（第七条第三項関係）

(5)　古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等がこの法律の規定等に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示し、又はその古物営業の許可を取り消し若しくは古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第二三条第一項及び第二四条第一項関係）

(6)　公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの又はこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律の規定等に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第二三条第二項及び第二四条第二項関係）

㈡　欠格事由の追加

(1)　刑法第二三五条に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者を、古物商及び古物市場主の欠格事由に追加することとした。（第四条第二号関係）

(2)　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者を、古物商及び古物市場主の欠格事由に追加することとした。（第四条第三号関係）

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第一二条の規定による命令等を受けた者であって、当該命令等を受けた日から起算して三年を経過しないものを、古物商及び古物市場主の欠格事由に追加することとした。（第四条第四号関係）

㈢　簡易取消しの新設

公安委員会は、古物商若しくは古物市場主の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該古物商若しくは古物市場主の所在を確知できないときは、その事実を公告し、その公告の日から三〇日を経過しても当該古物商又は古物市場主から申出がないときは、その許可を取り消すことができることとした。（第六条第二項関係）

2　仮設店舗における営業の制限の緩和

㈠　古物商は、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄する公安委員会に届け出たときは、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取ることができることとした。（第一四条第一項関係）

㈡　警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の仮設店舗に立ち入り、古物及び帳簿等を検査し、関係者に質問することができることとした。（第二二条第一項関係）

3　その他

その他所要の改正を行うこととした。

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（法律第二二号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法の一部改正関係

1　都市内の低未利用土地の利用の促進等

㈠　土地所有者等は、その全員の合意により、居住誘導区域又は都市機能誘導区域における居住者等の利便の増進に寄与する施設等で、住宅又は誘導施設の立地の誘導の促進に資するものの整備又は管理に関する協定を締結することができることとした。（第八一条第八項及び第一〇九条の二関係）

㈡　市町村長は、㈠の協定の内容等からみて協定区域の隣接区域内の土地所有者等に対し当該協定への参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あっせんを行うことができることとした。（第一〇九条の三関係）

㈢　市町村長は、低未利用土地利用等指針に即した管理を行わないため著しい支障が生じていると認めるときは、低未利用土地の所有者等に対し、低未利用土地利用等指針に即した管理を行うよう勧告することができることとした。（第八一条第九項及び第一〇九条の五関係）

㈣　市町村は、低未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地及び当該土地に存する建物を対象として低未利用土地権利設定等促進事業を行おうとするときは、低未利用土地権利設定等促進計画を作成することができることとした。（第八一条第一〇項及び第一〇九条の六関係）

㈤　公告があった低未利用土地権利設定等促進計画の定めるところによって地上権若しくは賃借権等が設定され、又は移転すること等とした。（第一〇九条の九関係）

㈥　立地適正化計画に記載された土地区画整理事業であって都市機能誘導区域をその施行地区に含むもののうち、建築物等の敷地として利用されていない宅地等が相当程度存在する区域内で施行されるものの事業計画においては、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の用に供すべき区域を定めることができることとした。（第一〇五条の二関係）

㈦　都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、その三〇日前までに、その旨を市町村長に届け出なければならないこととした。（第一〇八条の二関係）